

松本市霊園墓所使用者募集要項

1 募集する区画数・申請資格等

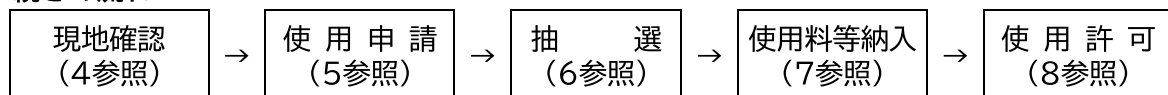
霊園名	中山霊園		蟻ヶ崎霊園	並柳霊園
募集数	第7聖域（新規墓所）33区画	返還墓所 129区画	31区画	9区画
区画面積	4平方メートル	4～16平方メートル	2.80～11.48平方メートル	3.3平方メートル
申請資格	3年以内に墓石を建立できる方 （市民であるなしを問いません）		松本市民で3年以内に墓石を建立できる方	
永代使用料	松本市民の方 429,000円	松本市民の方 384,000円～1,920,000円	1平方メートル当たり 161,000円	1平方メートル当たり 98,000円
	松本市外の方 536,250円	松本市外の方 480,000円～2,400,000円		
管理料 （年額）	3,030円	3,030円～12,250円	1平方メートル当たり 419円	1平方メートル当たり 419円
墓石の規格	あり（統一聖域※）		なし	

※ 統一聖域とは、一定の規格による碑石、形象類のみを建設する聖域をいいます。

所在地	梓川地区		波田地区	
霊園名	あずさがわ霊園	横沢霊園	さみぞ霊園	下原霊園
募集数	1区画	1区画	2区画	3区画
区画面積	6平方メートル	5.48平方メートル	6平方メートル	6平方メートル
申請資格	松本市民で3年以内に墓石を建立できる方			
永代使用料	39万円	400,040円	193,440円	193,920円（1区画） 594,000円（2区画）
管理料（年額）	3,130円	2,860円	660円	660円（1区画） 3,130円（2区画）
墓石の規格	あり（※統一聖域）			

※ 統一聖域とは、一定の規格による碑石、形象類のみを建設する聖域をいいます。

2 手続きの流れ



3 申請条件

（1）次のような申請は、無効とします。

- ア 同一人が、二重に申請すること。（既に松本市営霊園の使用許可がある方は申請できません）
- イ 同一遺骨で、複数の人が申請すること。
- ウ 同一世帯で、複数の人が申請すること。
- エ その他、上記に類すると認められること。
- オ 記載事項や証明が事実と異なっている場合

（2）応募者の優先要件について

遺骨をお持ちの方

※遺骨を保管されている方は、次の証明書類をご提出ください。ただし、墓所の位置は抽選で決定します。

- ア 遺骨を自宅で保管している場合 → 埋火葬許可証
- イ 遺骨を寺院等又は個人・共同墓地に埋蔵してある場合
→ 下記の様式による証明書（申請書裏面にあります）

申請書裏面

〔寺院等の証明〕

収蔵埋蔵証明書	
申請者住所 氏名 (死亡者との続柄)	
1 死亡者氏名	
2 死亡年月日	
上記の御遺骨を、当院の〔納骨堂に収蔵・墓地に埋蔵〕してあることを証明します。	
令和 年 月 日	
住 所	
寺院名	
代表役員	印

〔墓地管理者の証明〕

埋蔵証明書	
申請者住所 氏名 (死亡者との続柄)	
1 死亡者氏名	
2 死亡年月日	
上記の御遺骨を、〇〇市〇〇町〇〇番地の〔個人・共同〕墓地に埋蔵してあることを証明します。	
令和 年 月 日	
住 所	
墓地管理者	印

4 募集墓所現地案内

使用希望者の方に事前に募集墓所の確認をしていただくため、下記日程で現地案内を実施します。

当日、都合がつかない方は、抽選会までに募集墓所の現地確認をお願いします。

また、抽選時に希望場所を指定していただきますので、必ず現地確認をお願いします。

墓所の位置図等は、環境保全課生活衛生担当及び中山霊園管理事務所(Tel0263-58-5922、土・日曜日可)へご請求ください。

並柳霊園、梓川・波田地区霊園は、現地案内会を行いません。各自ご確認をお願いいたします。

(1) 蟻ヶ崎霊園 返還墓所

- ア 実施日 令和7年9月27日(土)
- イ 実施時間 午前10時 ※ 必ず集合時間までにご来場ください。
- ウ 集合場所 蟻ヶ崎霊園駐車場
- エ 案内時間 おおむね1時間
- オ 案内方法 募集場所が点在しているため、一団となり、職員が墓所の案内をします。

(2) 中山霊園 返還墓所及び新規墓所(第7号聖域)

- ア 実施日 令和7年9月27日(土)
- イ 実施時間 午前10時 ※ 必ず集合時間までにご来場ください。
- ウ 集合場所 第7号聖域駐車場
- エ 案内方法 職員が募集について説明を行います。

5 使用許可申請

(1) 受付日及び場所

- ア 受付日時 令和7年10月1日(水)～10月17日(金)
午前8時30分～午後5時00分 ※土、日、祝日は除く
- イ 受付場所 松本市役所東庁舎4階 環境保全課生活衛生担当(霊園葬祭)
(各支所・出張所、郵送での受付はできません。)

(2) ご持参いただくもの

- ア 申請者の戸籍謄本 (3ヵ月以内に発行された正本) 1通
- イ 申請者の住民票抄本(3ヵ月以内に発行された正本) 1通
- ウ 遺骨をお持ちであることがわかる証明書等 (3申請条件(2)に記載の証明書)
※ 松本市民で遺骨をお持ちの方は、ご提出ください。

その他

(ア) 申請書をお持ちの方は記入し、ご持参ください。

(イ) 申請書は環境保全課生活衛生担当及び各支所・出張所にあります。

(3) 承継予定者について

申請書に承継予定者の住所・氏名・続柄等を記入していただきますので、あらかじめ決めておいてください。(承継予定者のいない方は、申し込みができません。)

6 使用者の選考について

(1) 方 法

墓地の使用区画の決定は、申し込み順ではありません。

下記の抽選会で、抽選していただき決定します。

(2) 抽選会

ア 蟻ヶ崎霊園、並柳霊園、梓川・波田地区霊園

(ア) 開催日 令和7年10月23日(木)

(イ) 会 場 松本市勤労者福祉センター 3-3会議室

(ウ) 時 間 午前10時から(受付:午前9時30分から)

イ 中山霊園

(ア) 開催日 令和7年10月23日(木)

(イ) 会 場 松本市勤労者福祉センター 3-3会議室

(ウ) 時 間 午後1時30分から(受付:午後1時から)

※ 開始時間に遅れた場合は、墓所の決定が最後となるかもしくは失格となります。

7 永代使用料及び管理料の支払い

(1) 永代使用料・管理料

1に示してあるとおりです。ただし、令和7年度の管理料は、使用許可をした翌月からの月割となります。

(2) 管理料については、令和8年度以降の支払いは、原則として口座振替でお願いします。また、管理料は、今後改定される場合があります。

(3) 支払期限及び支払方法については、抽選会時に説明します。

8 霊園使用許可証の交付

永代使用料の払い込みを確認後、11月下旬に申請者へ使用許可証を送付します。

なお、早急に墓石の建立が必要な方は、お申し出ください。

問い合わせ先

〒390-8620

松本市丸の内3番7号

松本市 環境エネルギー部 環境保全課 生活衛生担当(東庁舎4階)

TEL代表0263-34-3000(内線1431・1432)

直通0263-34-3043 FAX0263-34-3202